

大府市放課後児童健全育成事業大府放課後クラブ・東山放課後クラブ運營業務委託に
関する公募型プロポーザル実施要領

大府市放課後児童健全育成事業大府放課後クラブ・東山放課後クラブ運營業務委託にかかる受託者の選定に当たり、公募型プロポーザル方式による企画競争選定を行うので、次のとおり提案を募集する。

1 プロポーザルの目的

大府市放課後児童健全育成事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業）において、放課後クラブの質の向上を図りながら、継続的・安定的に放課後クラブを運営し、放課後クラブの育成目標である「児童の自主性を援助し、遊びや集団生活を通して社会性、創造性を養い、異年齢の児童とのふれあいを高める。」に基づき、児童の健全な育成を図るために、本業務委託を適切に遂行する能力を有する事業者を選定することを目的とする。

2 委託業務の内容

大府市放課後児童健全育成事業大府放課後クラブ・東山放課後クラブ運營業務委託仕様書のとおり

3 提案限度額

金 283,447,000円

※ 本業務委託は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第2号に規定する第二種社会福祉事業であり、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項に規定する消費税非課税事業に該当する。

※ 提案限度額は、大府放課後クラブ及び東山放課後クラブの令和9年度から令和11年度までの委託期間分として36か月分の金額となる。企画提案書（見積書）には、36か月分の総額及び年度ごと（12か月分）の内訳の金額を記載すること。

※ 大府放課後クラブ・東山放課後クラブと共和西放課後クラブの両方の運營業務を受託しようとする場合は、その場合における大府放課後クラブ・東山放課後クラブの運營業務委託分の見積額を併せて記載すること。この場合も、令和9年度から令和11年度までの委託期間分として36か月分の総額及び年度ごと（12か月分）の内訳の金額を記載すること。また、大府放課後クラブ・東山放課後クラブのみ運營業務を受託する場合の金額より安価とすること。なお、大府放課後クラブ・東山放課後クラブと共和西放課後クラブの両方の運營業務を受託する場合は、この金額を基に契約する。

4 委託期間等

(1) 委託期間は、令和9年4月1日（木）から令和12年3月31日（日）までとする。受託者は、契約締結日から令和8年12月31日（木）までの間を準備期間とし、大府市放課後児童健全育成事業についての知識習得や運営体制の把握、放課後児童支援員等の確保及び研修、統括体制の確立等を行うこと。また、本市が開催する会議や説

明会等に同席をすること。なお、この間に発生した費用は、受託者の負担とする。大府放課後クラブについて受託者が変わらない場合は、東山放課後クラブについてのみ準備期間を設ける。

- (2) 受託者は、令和9年1月1日（金）から令和9年3月31日（水）までを保護者と児童等に対する不安の緩和や業務の引継ぎ等を実施するための移行期間とし、本市も受託者と同様に管理運営に携わるものとする。なお、この間に発生した費用は、受託者の負担とする。大府放課後クラブについて受託者が変わらない場合は、東山放課後クラブについてのみ移行期間を設ける。
- (3) 支援の単位ごとの児童の数が20人を下回った状態が1年継続した場合は、支援の単位の見直しを検討する。支援の単位を減少させることが決定した場合には、翌年度から減少した分の経費を減額する。
- (4) 専用区画の面積が児童1人につき1.65㎡を下回った状態が1年継続した場合は、支援の単位の見直しを検討する。支援の単位を増加させることが決定した場合には、翌年度から増加した分の経費を増額する。

5 プロポーザル方式の採用理由とその効果

「大府市プロポーザル方式等実施要綱」第3条第1項第1号に基づき、本業務委託について、公募型プロポーザル方式を採用することにより、本業務委託の目的を踏まえ、本市が求める本業務委託に関し、企画提案及び管理運営体制の観点による総合的な審査を通じ、最も適切な受託者を選定することができる。

6 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次の要件（以下「参加資格要件」という。）を全て満たさなければならない。

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 本プロポーザルの参加表明書の提出日に本市の令和8年度及び令和9年度の入札参加資格を有し、参加表明書及び企画提案書の提出日に本市の競争入札における指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定による特別清算開始の申立てがなされていない者であること（会社の整理終結の決定がなされた場合を除く。）。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続き開始の申立てをしていない者又は申立てがなされていない者であること（再生計画認可の決定がなされた場合を除く。）。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条による破産手続き開始の申立て（同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条による破産の申立てを含む。）がなされていない者であること（破産者で復権を得た場合を除く。）。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続き開始の申立てをしていない者又は申立てがなされていない者であること（再生計画認可の決定がなさ

れた場合を除く。)

- (8) 大府市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (9) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団若しくは暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。)の利益につながる活動を行う者若しくはこれらと密接な関係を有する者でないこと。
- (10) 令和3年度以降に放課後児童健全育成事業又は類似する事業の実施実績を有する者であること。放課後児童健全育成事業に類似する事業とは、放課後子供教室のほか、児童福祉法に定められている児童厚生施設(児童館等)や保育所、放課後児童健全育成事業の届出を行わず実施している類似の事業のほか、本市が認める事業とする。

7 選考日程

日程	内容
令和8年6月30日(火)	プロポーザル実施公告、実施要領等の配布
同日	提出書類に関する質疑書の受付開始
令和8年7月13日(月)	大府放課後クラブ・東山放課後クラブ施設見学会
令和8年7月16日(木)	提出書類に関する質疑書の受付期限
令和8年7月27日(月)	提出書類に関する質疑書に対する回答
令和8年8月5日(水)	参加表明書等の提出期限
令和8年8月12日(水)	企画提案書等の提出期限
令和8年8月31日(月)	プレゼンテーション及びヒアリングの実施
同日	大府市放課後児童健全育成事業大府放課後クラブ・東山放課後クラブ運営業務委託公募型プロポーザル審査委員会(以下「プロポーザル審査委員会」という。)の審査・優先交渉権者の選定
令和8年9月15日(火)	指名資格審査委員会
令和8年9月16日(水)	審査結果通知
令和8年10月上旬	委託契約締結

※ 「参加表明書等」とは、「9(3)参加表明書等の提出」提出書類に示すものをいう。

※ 「企画提案書等」とは、「9(4)企画提案書等の提出」提出書類に示すものをいう。

8 プロポーザル審査委員会

本プロポーザルにおける審査は、大府市プロポーザル方式等実施要綱第8条に基づき、プロポーザル審査委員会において実施する。

委員は、次のとおりとする。

職名	備考
大府市教育委員会学校教育課長	委員長
大府市企画政策部企画広報戦略課長	
大府市企画政策部財務政策課長	
大府市立大府小学校校務主任	

大府市立東山小学校校務主任	
大府市教育委員会学校教育課放課後係長	

9 応募手続き等

(1) 大府放課後クラブ・東山放課後クラブ施設見学会

大府放課後クラブ・東山放課後クラブ施設見学会を次のとおり実施するものとする。

日程	令和8年7月13日（月） 大府放課後クラブ：13時から14時まで 東山放課後クラブ：14時30分から15時30分まで
参加方法	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年7月10日（金）12時までに事務局へ電話又はFAXで参加連絡を行うこと。連絡時には、会社等名と参加者を伝えること。 参加者は、3名以内とする。
その他	見学時には、身分を証明できるもの（社員証、運転免許証等）の提示を求める場合がある。

(2) 提出書類に関する質疑書の受付及び回答

提出書類に関する質疑の受付及び回答を次のとおり実施するものとし、電話等による質問には応じない。なお、事務局が必要と認めた場合は、質疑について、直接ヒアリングを行うことがある。

提出期限	令和8年7月16日（木）17時まで
提出要領	参加申込者が、質疑書【様式7】に記入の上、電子メールに記入済みの同様式のファイル（Microsoft Word 形式）を添付し、事務局に電子メールにて提出し、電話による確認を行うこと。
電子メール タイトル	大府市放課後児童健全育成事業大府放課後クラブ・東山放課後クラブ運営業務「提出書類に関する質疑書」
添付ファイル名	（会社等名）提出書類に関する質疑書
回答の方法	令和8年7月27日（月）17時までに電子メールで質問者に回答するとともに、原則、大府市公式ウェブサイトに掲載する。なお、質問がなかった場合は、大府市公式ウェブサイトに掲載しない。

(3) 参加表明書等の提出

参加申込者は、次の要領に従って参加表明書を提出すること。参加資格の基準日は、参加表明書の提出日とする。ただし、参加資格の確認後から優先交渉権者の決定の日までの間に参加資格要件を欠く事態が生じた場合は、失格とする。

提出期限	令和8年8月5日（水）16時まで
提出要領	参加申込者が、参加表明書を事務局へ9時から16時まで（ただし、12時から13時まで並びに期間中の日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」と総称する。）を除く。）に、持参により提出する（紙媒体の資料をお渡しします）。なお、郵送、電子メール、FAXによる提出は、認めない。
提出部数	【1部】

提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ① 参加表明書【様式1】 ② 参加資格に関する申立書【様式2】 ③ 会社等概要書【様式3、添付書類：決算書等】 ④ 実績調書【様式4】 ⑤ 会社概要（会社パンフレットなど任意）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提出期限を過ぎた参加表明書は、受け付けない。 ・ 提出時には、身分を証明できるもの（社員証、運転免許証等）の提示を求める場合がある。

(4) 企画提案書等の提出

参加表明者は、次の要領に従って本業務委託に対する提案内容を記載した企画提案書等を提出すること。なお、企画提案は、1提案者につき、1提案とする。

提出期限	令和8年8月12日（水）16時まで
提出要領	参加表明者が、企画提案書等を事務局へ9時から16時まで（ただし、12時から13時まで並びに期間中の日曜日、土曜日及び祝日を除く。）に、持参により提出する。なお、郵送、電子メール、FAXによる提出は、認めない。
提出部数	正本【1部】 副本【9部】
提出書類	<p>① 企画提案書【表紙：様式5、本文：任意様式】</p> <p>〈本文〉は、以下の項目により作成すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 業務実施方針 <ul style="list-style-type: none"> ・ 放課後児童健全育成事業に対する基本的な考え方 イ 育成支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 放課後児童健全育成事業における児童の育成及び特別な支援が必要な児童の支援についての考え方と実施方法 ウ 業務受託体制 <ul style="list-style-type: none"> ・ 連絡体制、担当者不在時の対応方法、現在の業務の状況及び本業務を受託した場合の専任体制 ・ 統括責任者及び主任担当者の経歴・資格・放課後児童健全育成事業又は類似する事業の実績 ・ 円滑な運営ができる事務局体制 エ 関係各所との連携 <ul style="list-style-type: none"> 保護者、学校、地域、市等との連携実績及び連携方法 オ 放課後児童支援員等の雇用・配置・指導体制等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 放課後児童支援員等の職制の設定、配置体制及び代替員確保体制 ・ 放課後児童支援員等の雇用計画（現放課後児童クラブ支援員等の雇用及び処遇並びに地域人材採用の優先性を含む）、処遇及び福利厚生 ・ 放課後児童支援員等の資質向上のための研修の機会の確保及び指導・フォロー体制 カ 危機管理体制

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事故発生時等の迅速な対応、予防の体制 <p>キ 実施スケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 準備期間及び移行期間から本格稼働へ移行後までの実施スケジュール <p>② 企画提案書【見積書：様式6、積算内訳：任意様式】</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 積算内訳：人件費、事務費、事業費等 ※ 見積金額は、大府放課後クラブ及び東山放課後クラブの令和9年度から令和11年度までの委託期間分として36か月分の総額及び年度ごと（12か月分）の金額を記載すること。 ※ 大府放課後クラブ・東山放課後クラブと共和西放課後クラブの両方の運営業務を受託する場合の大府放課後クラブ・東山放課後クラブの運営業務委託分の金額を併せて記載すること。この場合も令和9年度から令和11年度までの委託期間分として36か月分の総額及び年度ごと（12か月分）の金額を記載すること。この場合の金額は、大府放課後クラブ・東山放課後クラブのみ運営業務を受託する場合の金額より安価とすること。なお、大府放課後クラブ・東山放課後クラブと共和西放課後クラブの両方の運営業務を受託する場合は、この金額を基に契約する。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提出期限を過ぎた企画提案書等は、受け付けない。 ・ 提出時には、身分を証明できるもの（社員証、運転免許証等）の提示を求める場合がある。

(5) 辞退届の提出

参加表明者は、企画提案書等の提出期限までは、いつでもプロポーザルを辞退することができる。辞退届の提出要領は、以下のとおりとする。

提出期限	令和8年8月12日（水）16時まで
提出要領	参加表明者が辞退届【様式8】を事務局へ9時から16時まで（ただし、12時から13時まで並びに期間中の日曜日、土曜日及び祝日を除く。）に、持参により提出する。なお、郵送、電子メール、FAXによる提出は、認めない。
その他	辞退の撤回は、認めない。

(6) プレゼンテーション及びヒアリング

提出された企画提案書等の内容について、次のとおりプレゼンテーションを求めるとともにプロポーザル審査委員会によるヒアリングを実施する。なお、プレゼンテーション及びヒアリングの後、引き続き審査委員会を開催する。

プレゼンテーション及びヒアリング	<p>① 実施時期 令和8年8月31日（月）</p> <p>② 実施時間 企画提案書等に基づき、1者45分以内とし、プレゼンテーション20分以内、ヒアリング（質疑応答）25分以内とする。</p> <p>※実施時間は、応募者数によって変更する可能性がある。</p>
------------------	---

	<p>③ その他</p> <p>ア 説明は、提出書類のみを用い、追加資料等の持込みは、認めない。なお、本市の準備するプロジェクターは、使用可能とするが、提出書類の内容以上の説明は、認めない。</p> <p>イ 参加者は、5名以内とする。</p> <p>ウ プレゼンテーションの方法は、提案者の任意とする。</p> <p>エ プレゼンテーション及びヒアリングに参加しなかった者は、失格とする。</p> <p>オ プレゼンテーション及びヒアリングの詳細については、別途、参加表明者に通知する。</p>
--	--

(7) 審査結果

審査結果の通知は、以下のとおりとする。

審査結果の通知	審査委員会を実施した後、指名資格審査委員会を行い、すみやかに参加表明者に書面（審査結果通知【様式9】又は【様式10】）を発送する。
審査結果に対する説明等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 優先交渉権者に選定されなかった者は、事務局に書面（任意様式）を持参することで審査結果に対する説明を求めることができる。 ・ 審査結果に対する説明は、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内の16時まで（ただし、12時から13時まで並びに期間中の日曜日、土曜日及び祝日を除く。）に求めるものとする。

(8) その他

- ア 提出する様式等の用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- イ 専門知識を有しない者でも理解できるよう、わかりやすい表現に努めること。

10 評価基準及び優先交渉権者

(1) 企画提案内容を次に掲げる項目によりプロポーザル審査委員会が審査し、総合評価点を決定する。

- ア 事業者評価（20点）
 - (ア) 提案事業者の概要 (10点)
 - (イ) 業務実績等 (10点)
- イ 企画提案評価（75点）
 - (ア) 育成支援 (30点)
 - (イ) 業務受託体制 (10点)
 - (ウ) 関係各所との連携方法 (10点)
 - (エ) 放課後児童支援員等の雇用・配置・指導体制等 (15点)
 - (オ) 危機管理体制 (10点)

ウ 経済性評価（5点）

エ 加点（2点）

審査基準100点に対し、次の1項目ごとに1点を加点

- (ア) 健康経営優良法人認定の取得
- (イ) 女性活躍に関する都道府県等公的機関からの認証・認定の取得

- (2) 総合評価点の基準点は、60点（加点分を除く。）とし、基準点を超える者で、最大の者を第1順位者とし、優先交渉権者として選定する。
- (3) 総合評価点で最大の者が複数ある場合は、企画提案評価点の上位者を選定する。
- (4) 企画提案評価点が同点である場合は、見積金額の最も安価の者を選定するが、見積金額が同額の場合は、プロポーザル審査委員会の合議により決定する。
- (5) 第1順位者の次の順位の総合評価点者を第2順位者、第2順位者の次の総合評価点の者を第3順位者とし、契約条件が成立するまで契約行為を保留するものとする。

1.1 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加する費用のすべては、参加者の負担とする。
- (2) 契約期間は、事情により変更することがある。
- (3) その他遵守事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、大府市契約規則（昭和46年大府市規則第5号）、大府市入札者心得書、大府市委託契約約款による。
- (4) 企画提案書等の提出後の差替え又は再提出は、認めない（本市の指示を除く。）。
- (5) 企画提案書等の著作権は、参加表明者に帰属する。また、参加表明者は、企画提案書等について、本市が優先交渉権者の選定に関わる審査に使用することを承諾するものとする。本市は、参加表明者に無断で本プロポーザルの目的以外の目的に使用しない。なお、企画提案書等の返却はしない。
- (6) 本市が提供する資料は、本市の承諾なく公表し、又は使用してはならない。
- (7) 本プロポーザルの実施に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (8) 契約を締結するまでの間に、優先交渉権者が本市より指名停止の措置を受けた場合は、原則として契約を締結しない。この場合、本市は一切の損害賠償責任の責を負わない。
- (9) 受託者は、発注者と放課後クラブ延長利用委託（午後7時から午後8時まで就労等の理由により家庭に保護者がいない小学校児童の預かりサービスをいう。）における大府放課後クラブ分及び東山放課後クラブ分を本業務委託とは別に契約し、実施すること。

1.2 プロポーザルに関する事務局等

本委託業務に関する事務局（提出書類等受付窓口）は、次のとおりとする。

事務局	
住所	大府市教育委員会 学校教育課 放課後係 〒474-8701 愛知県大府市中央町五丁目70番地（庁舎2階）
電話番号/FAX	0562-46-3331/0562-44-0020
電子メールアドレス	gakkyo@city.obu.lg.jp
ウェブサイト	https://www.city.obu.aichi.jp/